

## 名古屋家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

### 1 日時

平成22年6月16日（水）午後2時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

### 3 出席者

（委員）

伊藤委員，伊東（美）委員，稲葉委員，鈴木委員，福谷委員，本間委員，三輪委員，横内委員，熊田委員，玉岡委員，安江委員（委員長），伊東（一）委員

（事務担当者）

吉武首席家庭裁判所調査官，藤原家事首席書記官，新井次席家庭裁判所調査官，坂本家事次席書記官，廣田家事訟廷管理官，藤田事務局長，青木事務局次長，早川総務課長，中澤総務課課長補佐，清水総務課庶務係長

### 4 議事

（1）開会

（2）所長あいさつ

（3）前回テーマ「家庭裁判所が国民にその役割，仕事を理解してもらうために，どのような取組を行えばよいか」の結果を踏まえた取組状況の報告

（4）意見交換

テーマ「離婚など最近の夫婦の紛争の実情と，その解決方法としての家事調停の在り方」について，意見交換を行った。発言内容は別紙のとおり

（5）次回期日

未定

（6）閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆；委員 ○；委員長 △；事務担当者)

第1 離婚など最近の夫婦の紛争の実情について

- ◆ 最近の夫婦の紛争の実情について考えると、離婚が増えている原因として、結婚の形が多様化していることにも一因があるのではないか。仲人がいない、子どもができたから結婚する、結婚式をしないなどのケースが非常に多いように思われる。結婚への入り方を考えてみると、離婚が増えていくことは避けられないのではないか。
- ◆ 離婚後にも様々な問題がある。例えば養育費の支払の問題については、履行勧告があっても履行率が6割弱というのは問題であり、どうしたら履行率を上げられるかを考えるべきである。
- ◆ 最近では、権利意識は強いが、我慢したり、子どもたちのために家庭を守るという責任への考えが薄くなっているし、問題を解決することへのコミュニケーション能力も不足している。
- ◆ 権利を意識することは良いと思うが、相手にも権利があることの認識が不足している。法教育で、自分の権利と相手の権利が衝突した場合の調整方法を学ぶことも大切である。

第2 その解決方法としての家事調停の在り方について

- ◆ 裁判所はただ事件を処理するだけでなく、問題点を立法や行政に還元すべきではないか。
- その点については、システムの難しいところがある。
- ◆ 以前は家の中の問題は、家族など周りの人たちで解決する方向にあったが、最近はそのが失われつつある。しかし、家族や親族間による解決の手続は不透明であり、出された結論も適正かどうか疑問があるため元に戻すべきではない。それよりも外部に問題を上手く解決する手続が必要であり、その点裁判所は大きな役割を果たしているし、ADRの手続もできたので、良い意味で競争関係に立ってやっていくべきである。また、裁判所の手続

とADRとの利用の区別という観点では、子の監護や面会交流が問題となる事件は、専門の家裁調査官がいる裁判所を利用してもらった方が良いと思うし、家裁調査官にもっと活躍してもらいたい。ただ、裁判所は気軽に相談できない、敷居が高いということで行きにくいと感じている人もいます。

- ◆ 今の若い人たちの結婚事情については、30代、40代になってもコミュニケーションが取れない、結婚できないという人が多い。離婚を扱うときにそのような現実を知らないとなかなか調停も進まないのではないかと。また、調停の進め方についても、手続の透明化の観点から調停委員がどの程度上手に当事者の話を一方の当事者に伝えているのかよく分からず、情報操作されてしまうと、当事者が誤った情報に基づいて判断することになるため、事件の性質によっては、同席と別席を使い分ける必要がある。
- ◆ 調停と人事訴訟との有機的連携という観点については、現在、それぞれの手続が分断されていることもあり、審理期間が長くなっているという話もあるため、今後は、調停手続の良さを残しながら、調停手続と人事訴訟手続の連携を図る方法を考えても良いのではないかと。
- ◆ 離婚調停を巡るトラブルが原因で事件が起きたと聞いている。外国の裁判所では所持品検査を行っているが、日本、特に家裁では所持品検査を行わないことが家裁の良さであると言われている。やり方の問題はあっても、所持品検査は行った方が良いのではないかと。
- △ 同席調停の研修については、調停委員からの要望も多い。また、所持品検査に関する方針は決まっていないが、御意見を踏まえ検討していきたい。

(以上)